

1 条例第5条の規定による公文書の公開の請求

(1) 公開の請求の処理状況

区分	公開の請求	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非 公 開	請求拒否	取 下 げ
件数	1 3 7 5 件	5 2 9 件	4 0 1 件	1 8 件	3 7 8 件	4 9 件

注 1 「請求拒否」とは、公開の請求に係る公文書を保有していない等のため、公開の請求を拒否したものである。

2 「取下げ」とは、公文書の公開に代わる情報の提供等により、請求が取り下げられたものである。

(2) 公開の請求者の状況

区 分	人 数
県内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有するもの	7 8 1 人
県外に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有するもの	1 3 8 人
合 計	9 1 9 人

(3) 公開の請求の実施機関別内訳

区 分	件 数	
知 事	危機管理部	7 7 件
	政策創造部	1 7 件
	経営戦略部	6 0 件
	県民環境部	9 6 件
	保健福祉部	1 6 2 件
	商工労働観光部	3 1 件
	農林水産部	1 3 0 件
	県土整備部	1 3 5 件
	監察局	7 3 件
	出納局	1 件
	南部総合県民局	3 0 8 件
	西部総合県民局	5 8 件
	計	1 1 4 8 件
議会	4 件	
教育委員会	7 5 件	
選挙管理委員会	8 件	

人事委員会	3 件
監査委員	1 0 件
公安委員会	1 件
警察本部長	9 7 件
労働委員会	1 件
収用委員会	1 件
海区漁業調整委員会	0 件
内水面漁場管理委員会	0 件
公営企業管理者	9 件
病院事業管理者	1 5 件
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	0 件
徳島県住宅供給公社	1 件
徳島県土地開発公社	2 件
合 計	1 3 7 5 件